【参考資料】

○周産期医療協議会条例

平成二十六年三月二十七日
宮城県条例第二十五号

周産期医療協議会条例をここに公布する。

周産期医療協議会条例

（設置等）

第一条　知事の諮問に応じ、周産期医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議するため、宮城県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第二条　協議会は、委員十人以内で組織する。

２　委員は、周産期医療に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条　協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第五条　協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第六条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略